

- みんなで守ろう 車両制限令
- ETCレーンでトラブルに遭遇した時には
- 請求書郵送を停止することができます



みんなで守ろう 車両制限令

～特殊車両をご利用の皆様へ～

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条1項、車両制限令第3条）

車両制限令の取締りは非常に厳しくなっており、違反者への罰則のみならず、荷主側や組合全体への罰則にもつながる恐れがございます。組合員様におかれましても、引き続きルールを守ってご走行いただきますようお願いいたします。

＜道路法による一般的制限値＞



・セミトレーラ等一部の車種には特例値が設けられています。
・軸荷重は5t、隣接軸重は18～20tがそれぞれの一般的制限値です。

自動計測による軸重違反取締りも強化

車両の総重量が車両制限令で定められた一般的制限値以下であっても、積荷に偏りがあることで料金所等に設置された自動計測装置により「軸重違反」と判断されるケースが発生しています。

余裕を持った重量で積荷のバランスを適切に保ちご走行いただきますようお願いいたします。



ETCレーンでトラブルに遭遇した時には

「ETCレーンでエラー音がした、電光掲示板にエラー表示が出た、バーが閉まっている状態で通過してしまった・・・」

高速道路上で気になる走行や、バーが開かなかった等のケースは未課金の恐れがあり、道路会社に連絡をせず放置をしまうと大きなトラブルに発展することもございます。当組合では組合員の皆様へのサービスといたしまして、組合ETCサポート緊急ダイヤルをご用意しています。気になる走行があった場合は、お気軽に下記の番号にご連絡ください。



組合ETCサポート 緊急ダイヤル

0120-633-041

受付時間 平日9:00～17:00
(土日祝除く)



- 通信エラーを防いだり、不測の事態対応のためにも、ETCレーンの進入時は時速20km以下に減速し、レーン内は徐行して通過しましょう。

請求書郵送を停止することができます

当組合では現在、紙請求書のご郵送の他、インターネットを利用した請求書WEBサービスをご提供しております。組合員様への新しいサービスといたしまして、従来の請求書の郵送を停止し、**WEB請求のみに切り替えることも可能**となりました。ご希望の際には、担当者、又は組合までお気軽にお声掛けください。



今月同封の企業のミカタ

「格安電報 VERY CARD」

大切な方へもっと気軽に思いを届けてみませんか？

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

